



かがわクリニック通信



発行日
2026/3/1
第35号

かいごほけん 介護保険

介護が必要になった人を社会全体で支えるしくみです。基本理念は高齢者の自立支援です。
要介護認定の申請先は、市町村窓口です。介護保険の給付種類は、予防給付、介護給付があります。
被保険者は65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に分けられます。

要介護度

区分	心身の状態
自立	介護保険によるサービスは受けられないが、保健・福祉サービスを利用できる。
要支援1	食事や排泄などは自分でできるが、日常生活の一部に介助が必要。
要支援2	歩行や立ち上がりが不安定。 入浴など日常生活の一部に介助が必要。
要介護1	歩行や立ち上がりが困難。 日常生活全般に部分的な介助が必要。
要介護2	歩行や立ち上がりができない。 食事や排泄など日常生活全般に介助が必要。
要介護3	歩行や立ち上がりができない。 日常生活すべてに介助が必要。
要介護4	歩行や立ち上がりが殆どできない。 理解力の低下。日常生活すべてに介助が必要。
要介護5	歩行や立ち上がりができない。 理解力の低下。介護なしでは生活ができない。

自己負担額（介護保険料の納付）は原則1割負担
(所得によっては2割、3割)です。



介護サービスの申請時に、
主治医意見書をかかりつけ医に依頼します
書類をクリニックまで、お持ちください



介護サービス利用の流れ

市役所、地域包括支援センターの窓口に相談します

要介護、要支援、非該当に認定(調査員が判定に自宅まで来られます)

要介護の場合、居宅サービス計画（ケアプラン）作成

要支援の場合、介護予防サービス計画作成

住宅改修や福祉用具貸与、特定福祉用具販売など

介護度によって借りられるものや受けられるサービスが異なります。

第2号被保険者が要介護認定を受けるための要件

介護保険法で定める特定疾病は、がん（がん末期）、関節リウマチ
パーキンソン病、認知症、脳血管疾患などがあります。

※介護度によって給付されるサービス限度額が異なります。

おもな介護保険サービス

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス		市町村が指定・監督を行うサービス
<p>介護給付を行うサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随时対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援 	
<p>予防給付を行うサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） </p> <p>◎介護予防支援</p>	

この他、居宅介護（介護予防）・住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。



当院の情報をホームページから
見れます!

かがわクリニック

検索



医療法人社団 清明会
かがわクリニック

兵庫県加西市北条町西高室595-11
0790-43-8887



フォローお願いします!

健康診断

自分のため、
家族のために
早期発見!

年に一度は
健診を受けましょう!

